

証券コード 9969

2020年6月11日

株 主 各 位

名古屋市守山区向台三丁目1807番地

株式会社 ショクブン

代表取締役社長 鈴木 章 人

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染防止拡大の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市守山区向台三丁目1807番地
株式会社ショクブン本社 1階会議室 |

※本年は、政府や都道府県知事から外出自粛が要請されていることを鑑み、会場の安定的な利用等を重視し、当社本社での開催としております。開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第44期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜株主様へのお願い＞

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shokubun.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

また、本通知の添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shokubun.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、お客様に一家団らんの楽しい食卓を囲んでいただくべく魅力的なメニューを基に安全・安心で美味しい食材をお届けすることで、満足度の高いサービスのご提供に努めております。

当連結会計年度におきましては、主力メニューの商品売上高は60億40百万円（前年度比94.0%）、特売商品売上高については、6億15百万円（前年度比90.9%）になりました。

例年に比べ1年を通して気候が安定し野菜の仕入価格が安定していたことと、大阪の製造部門を閉鎖したことで経費を削減でき、売上原価率は59.6%と前年度の61.7%に比べて2.1ポイント減少いたしました。

また、販売費及び一般管理費は前年度より2億61百万円減少し、25億19百万円になりました。この主な理由は、営業所の統廃合により人件費や賃借料等が減少したことによるものです。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高が66億55百万円（前年度比93.7%）、経常利益は1億66百万円（前年度は88百万円の経常損失）となりました。統廃合により遊休となった不動産を売却したことにより固定資産売却益を1億58百万円計上いたしました。また、拠点の統廃合に伴う経営効率の向上を目的とし、商圈からの撤退を意思決定した支社及び本社土地の一部について減損損失2億10百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は90百万円（前年度は3億82百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

以上の状況から、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、次期以降一日も早く復配できる体制を整え、株主の皆様のご期待に沿うよう努力する所存であります。

商品別売上高の推移

(単位：百万円)

期 別 商 品 別	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
メ ニ ュ ー 商 品	6,427	6,040
特 売 商 品	676	615
合 計	7,104	6,655

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金の借入はございませんでした。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は376百万円で、その主なものは土地196百万円、リース資産143百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	8,791	7,970	7,104	6,655
経常利益又は経常 損失(△)(百万円)	△72	△109	△88	166
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(百万円)	△149	△806	△382	90
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△15.52	△83.97	△39.83	9.39
総資産(百万円)	8,409	7,028	6,107	4,865
純資産(百万円)	1,691	840	407	497

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外に大きな影響を及ぼしており、世界各国で緊急的な対応に追われ、国内経済のみならず、世界経済への長期的な影響が懸念されます。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響につきましては、感染拡大や長期化に伴い、消費の低迷や、業種・業態を超えた競争激化、一部仕入価格が高騰する等の懸念があります。一方で、安全・安心で美味しい食材をお届けする当社の事業は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛が叫ばれる中、社会のインフラとして重要な役割を担っていると認識しております。

このような状況の下、当社グループは前連結会計年度より取り組んでおります、拠点統廃合による経営効率の向上、原価低減への取り組み、経費面の徹底的な見直しの3つの施策を引き続き推進すると同時に、配送ルートの最適化、マーケティング分野の強化へ着手し、より強固な宅配システムの確立を推進しております。

翌連結会計年度（2021年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高65億28百万円（前期比2.0%減）、営業利益1億67百万円（前年度は1億67百万円の営業利益）、経常利益1億43百万円（前年度は1億66百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益1億8百万円（前年度は90百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）を見込んでおります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大にともない当社グループは、お客様・株主様・お取引先やパートナーの皆様、従業員等、各ステークホルダーの安全と健康を第一に考え、本社における従業員の時差出勤、出張等の自粛、全従業員の出社前の検温の徹底とマスクの着用、1軒お届けするごとにアルコール消毒の徹底、従業員の体調管理の把握と感染が疑わしい従業員等の出勤停止等さまざまな対策を実施しておりますが、営業所や製造部門の従業員等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、営業所の営業に支障をきたした場合や、お取引先において新型コロナウイルス感染症により経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）に影響が生じ、安定的な商品供給や仕入れ価格への影響等が発生した場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社食文化研究所	50百万円	100%	献立作成及び食に関する研究開発等、食料品・雑貨品等の卸売並びに通販事業を行っております。
事業食サービス株式会社	50百万円	100%	調理・給食業務の指導、介護食等事業食用献立の作成及び提案等を行っております。

(7) 主要な事業内容

会 社 名	主要な事業内容
株式会社ショクブン（当社）	当社は、夕食材料等の宅配を主要業務として行っております。また、フランチャイズ加盟会社へのメニュー企画等の提供及び経営指導なども行っております。
株式会社食文化研究所	献立作成及び食に関する研究開発等、食料品・雑貨品等の卸売並びに通販事業を行っております。
事業食サービス株式会社	調理・給食業務の指導、介護食等事業食用献立の作成及び提案等を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場並びに営業所

① 主要な事業所及び工場

本 社	名古屋市守山区
愛 知 支 社	名古屋市守山区
三 重 支 社	三重県鈴鹿市
岐 阜 支 社	岐阜県岐阜市
大 阪 支 社	大阪府茨木市
京 滋 支 社	京都市南区
フレッシュセンター	愛知県春日井市（肉・魚等の加工・パック工場）
株式会社食文化研究所	名古屋市守山区
事業食サービス株式会社	名古屋市守山区

② 営業所

所 在 地	営 業 所 数	所 在 地	営 業 所 数
愛 知 県	18か所	大 阪 府	3か所
三 重 県	7か所	京 都 府	3か所
岐 阜 県	5か所		
		計	36か所

(9) 従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
503 [30]	101名減

（注）パートタイマーは〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	805百万円
株式会社横浜銀行	665百万円
商工組合中央金庫	418百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,603,571株
(自己株式 2,253,098株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 4,933名

(4) 大株主（上位10名の株主） (2020年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社神明ホールディングス	1,900千株	19.87%
ショクブン取引先持株会	1,104千株	11.55%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	131千株	1.37%
第一生命保険株式会社	117千株	1.22%
佐藤 哲雄	112千株	1.17%
東京海上日動火災保険株式会社	99千株	1.04%
愛知スズキ販売株式会社	90千株	0.94%
株式会社トーカン	67千株	0.71%
オリックス株式会社	67千株	0.70%
丸進青果株式会社	54千株	0.57%

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また自己株式は、上記大株主からは除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 章 人	株式会社神明ホールディングス執行役員 株式会社食文化研究所（当社の子会社） 代表取締役社長 事業食サービス株式会社（当社の子会社） 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 康 洋	事業推進本部本部長兼製造部長
取 締 役	塚 本 一 郎	アドバイザー本部本部長
取 締 役	吉 田 朋 春	株式会社神明ホールディングス 上席執行役員 株式会社神明フレッシュ取締役 神明MOTT株式会社取締役
取締役(監査等委員)	林 一 伸	公認会計士
取締役(監査等委員)	奥 村 哲 司	弁護士
取締役(監査等委員)	大 西 孝 之	税理士

- (注) 1. 当社は2016年6月29日開催の第40期定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役（監査等委員）奥村哲司、大西孝之の2氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）奥村哲司氏は東京証券取引所等が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役（監査等委員）林一伸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会が業務補助のため必要に応じて使用者を監査等委員スタッフとして指名し、当該スタッフを指揮命令して監査を行う体制を構築しており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新地位及び担当		旧地位及び担当		異動年月日
塚本一郎	取締役	—	—	—	2019年 6月25日
吉田朋春	取締役	—	—	—	2019年 6月25日

(3) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任時の会社における地位	退任時の担当	退任年月日
藤尾益雄	取締役		2019年 6月25日
森 竜哉	取締役		2019年 6月25日

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限定額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となって職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 当事業年度中に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	6名	33,202千円
取締役(監査等委員)	3名	9,898千円
合 計	9名	43,100千円

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）（2016年6月29日開催第40期定時株主総会決議）、監査等委員である取締役年額2,500万円以内（2016年6月29日開催第40期定時株主総会決議）であります。
2. 上記のうち、社外取締役（監査等委員）2名に対する報酬等の額は6,000千円であります。
3. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	奥 村 哲 司	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会10回の全てに出席しております。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	大 西 孝 之	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会10回の全てに出席しております。主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

26,500千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分することが困難なため、上記の金額については、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の方針について

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は総務部と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、役職員が電話、電子メール等によって自由に総務部または監査等委員に通報や相談ができるよう通報者の保護を強化する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、流通及び食品衛生管理等に係るリスク等会社を取り巻くリスクについては、それぞれの担当部署にて、情報の管理、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについてはすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、その目標達成のために各部門の業務担当取締役は具体的目標及び効率的な達成の方法を定め、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用する。グループの事業に関して責任を負う取締役、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、総務部はこれらを横断的に推進し、管理する。

- (6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員の業務補助のため監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行う。監査等委員スタッフは監査等委員の指揮命令に従うものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。上記の報告を行った当社及び子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査等委員から監査等委員の職務の執行について生ずる所要の費用の請求を受けた時は速やかにその費用を負担する。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持向上を図る。

(10) 反社会勢力の排除に向けた体制

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に向けた取組みを推進する。

(運用状況の概要)

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要な応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	771,844	流 動 負 債	3,582,514
現 金 及 び 預 金	593,708	買 掛 金	263,364
売 掛 金	42,499	短 期 借 入 金	2,525,030
原材料及び貯蔵品	95,222	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	370,940
そ の 他	41,421	リ ー ス 債 務	62,435
貸 倒 引 当 金	△1,007	未 払 法 人 税 等	23,400
固 定 資 産	4,093,670	未 払 消 費 税 等	8,741
有 形 固 定 資 産	3,709,303	賞 与 引 当 金	29,650
建 物 及 び 構 築 物	551,933	ポ イ ン ト 引 当 金	10,912
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,639	資 産 除 去 債 務	2,500
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,202	そ の 他	285,540
土 地	2,998,745	固 定 負 債	785,112
リ ー ス 資 産	152,782	長 期 借 入 金	538,863
無 形 固 定 資 産	35,383	リ ー ス 債 務	152,922
投 資 そ の 他 の 資 産	348,982	繰 延 税 金 負 債	71,735
投 資 有 価 証 券	7,504	資 産 除 去 債 務	20,921
退 職 給 付 に 係 る 資 産	234,841	そ の 他	670
そ の 他	106,636	負 債 合 計	4,367,627
資 産 合 計	4,865,515	(純資産の部)	
		株 主 資 本	499,661
		資 本 金	1,148,010
		資 本 剰 余 金	1,488,141
		利 益 剰 余 金	△1,025,259
		自 己 株 式	△1,111,231
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,773
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,773
		純 資 産 合 計	497,887
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,865,515

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,655,301
売上原価	3,968,351
売上総利益	2,686,950
販売費及び一般管理費	2,519,854
営業利益	167,095
営業外収益	
受取利息	1,339
受取配当金	4,440
受取手数料	11,054
固定資産受贈益	8,451
その他の	8,764
営業外費用	
支払利息	25,341
支払手数料	6,389
その他の	3,006
経常利益	34,737
特別利益	166,409
固定資産売却益	158,987
投資有価証券売却益	14,688
特別損失	
減損損失	210,440
投資有価証券売却損	38,505
税金等調整前当期純利益	248,945
法人税、住民税及び事業税	91,140
法人税等調整額	36,106
当期純利益	△35,174
親会社株主に帰属する当期純利益	90,207
	90,207

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	1,148,010	1,488,141	△1,115,467	△1,111,208	409,475
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			90,207		90,207
自己株式の取得				△34	△34
自己株式の処分				12	12
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	90,207	△22	90,185
2020年3月31日残高	1,148,010	1,488,141	△1,025,259	△1,111,231	499,661

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2019年4月1日残高	△28,809	26,804	△2,005	407,470
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				90,207
自己株式の取得				△34
自己株式の処分				12
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	28,809	△28,578	231	231
連結会計年度中の 変動額合計	28,809	△28,578	231	90,417
2020年3月31日残高	—	△1,773	△1,773	497,887

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は株式会社食文化研究所及び事業食サービス株式会社の2社であり、全て連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は、一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 其他有価証券

 時価のあるもの

 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

たな卸資産

 原材料及び貯蔵品

 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

 定率法によっております。

 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 10年～49年

 工具、器具及び備品 3年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法

 なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

リース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金

 ポイントの使用に備えるため、ポイント使用率に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（４年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	206,782千円
土地	1,307,613千円
合計	1,514,396千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,825,030千円
１年内返済予定の長期借入金	140,004千円
長期借入金	136,657千円
合計	2,101,691千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,670,870千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
岐阜県岐阜市	営業所	建物等	9,292
名古屋市守山区	本社・倉庫	土地及び建物	35,515
愛知県愛知郡東郷町	営業所	土地及び建物等	2,506
名古屋市緑区	営業所	土地及び建物等	30,307
愛知県江南市	営業所	建物等	1,178
名古屋市南区	工場	建物及びリース資産等	3,967
愛知県岡崎市	営業所	土地及び建物等	10,887
岐阜県多治見市	営業所	土地及び建物等	83,154
愛知県安城市	営業所	建物等	8,793
愛知県知立市	営業所	建物等	243
愛知県西尾市	営業所	土地及び建物等	17,283
岐阜県瑞浪市	営業所	土地及び建物等	7,309
合 計			210,440

当社グループは食品事業における管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として支社を基礎としてグルーピングしております。

また、本社及び工場につきましては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

使用方法を変更した営業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額より測定しており、主要な建物及び土地においては不動産鑑定士による鑑定評価額により評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 11,856,669株

- (2) 配当に関する事項

- ① 配当金の支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達を目的としたものであり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	593,708	593,708	—
② 売掛金	42,499	42,499	—
③ 買掛金	(263,364)	(263,364)	—
④ 短期借入金	(2,525,030)	(2,525,030)	—
⑤ 未払法人税等	(23,400)	(23,400)	—
⑥ 未払消費税等	(8,741)	(8,741)	—
⑦ 長期借入金	(909,803)	(908,776)	1,026
⑧ リース債務	(215,357)	(211,099)	4,258

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③買掛金、④短期借入金、⑤未払法人税等及び⑥未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金及び⑧リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額7,504千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、記載しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	51円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円39銭

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	656,111	流 動 負 債	3,585,429
現 金 及 び 預 金	481,201	買 掛 金	261,772
売 掛 金	41,436	短 期 借 入 金	2,525,030
原材料及び貯蔵品	93,594	1 年 内 返 済 予 定	370,940
前 払 費 用	18,150	の 長 期 借 入 金	
そ の 他	22,735	リ ー ス 債 務 金	62,435
貸 倒 引 当 金	△1,007	未 払 金	102,509
固 定 資 産	4,172,576	未 払 費 用	102,499
有 形 固 定 資 産	3,682,726	未 払 法 人 税 等	23,464
建 物	541,562	未 払 消 費 税 等	9,445
構 築 物	10,254	前 受 金	75,883
機 械 装 置	534	預 り 金	7,141
車 両 運 搬 具	2,105	賞 与 引 当 金	29,650
工具、器具及び備品	2,870	資 産 除 去 債 務	2,500
土 地	2,972,615	ポ イ ン ト 引 当 金	10,912
リ ー ス 資 産	152,782	そ の 他	1,245
無 形 固 定 資 産	35,019	固 定 負 債	786,512
借 地 権	5,999	長 期 借 入 金	538,863
ソ フ ト ウ ェ ア	3,297	リ ー ス 債 務	152,922
そ の 他	25,722	繰 延 税 金 負 債	73,134
投資その他の資産	454,830	資 産 除 去 債 務	20,921
投 資 有 価 証 券	7,504	そ の 他	670
関 係 会 社 株 式	105,171	負 債 合 計	4,371,941
出 資 金	166	(純資産の部)	
前 払 年 金 費 用	236,142	株 主 資 本	456,745
そ の 他	105,846	資 本 金	1,148,010
資 産 合 計	4,828,687	資 本 剰 余 金	1,488,141
		資 本 準 備 金	211,806
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,276,335
		利 益 剰 余 金	△1,068,174
		利 益 準 備 金	115,004
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,183,179
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,183,179
		自 己 株 式	△1,111,231
		純 資 産 合 計	456,745
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,828,687

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,644,071
売 上 原 価	3,973,281
売 上 総 利 益	2,670,790
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,519,444
営 業 利 益	151,345
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50,779
受 取 手 数 料	13,454
固 定 資 産 受 贈 益	8,451
そ の 他	7,950
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	25,341
支 払 手 数 料	6,389
そ の 他	2,956
経 常 利 益	80,636
特 別 利 益	197,295
固 定 資 産 売 却 益	158,987
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14,688
特 別 損 失	
減 損 損 失	204,657
投 資 有 価 証 券 売 却 損	38,505
税 引 前 当 期 純 利 益	243,162
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	127,808
法 人 税 等 調 整 額	23,529
当 期 純 利 益	△35,180
	△11,650
	139,459

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金
2019年4月1日残高	1,148,010	211,806	1,276,335	1,488,141	115,004	84,322
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△84,322
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△84,322
2020年3月31日残高	1,148,010	211,806	1,276,335	1,488,141	115,004	—

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合 計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計					
	繰越利益 剰 余 金						
2019年4月1日残高	△1,406,961	△1,207,634	△1,111,208	317,308	△28,809	△28,809	288,498
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益	139,459	139,459		139,459			139,459
固定資産圧縮 積立金の取崩	84,322	—		—			—
自己株式の取得			△34	△34			△34
自己株式の処分			12	12			12
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変 動 額（純 額）					28,809	28,809	28,809
事業年度中 の変 動 額 合 計	223,781	139,459	△22	139,437	28,809	28,809	168,246
2020年3月31日残高	△1,183,179	△1,068,174	△1,111,231	456,745	—	—	456,745

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品…最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～38年

構築物 10年～49年

工具、器具及び備品 4年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため当該金額を投資その他の資産の前払年金費用として計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（4年）による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

ポイント引当金……………ポイントの使用に備えるため、ポイント使用率に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物	203,507千円
構 築 物	3,275千円
土 地	1,281,483千円
合 計	1,488,266千円

② 担保に供している資産

短 期 借 入 金	1,825,030千円
1年内返済予定の長期借入金	140,004千円
長 期 借 入 金	136,657千円
合 計	2,101,691千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,660,148千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	220千円
短期金銭債務	58,196千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引	
仕 入 高	510,512千円
販売費及び一般管理費	39,181千円
営業取引以外の取引	
営業外収益	47,400千円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
岐阜県岐阜市	営業所	建物等	9,292
名古屋市守山区	本社・倉庫	土地及び建物	29,732
愛知県愛知郡東郷町	営業所	土地及び建物等	2,506
名古屋市緑区	営業所	土地及び建物等	30,307
愛知県江南市	営業所	建物等	1,178
名古屋市南区	工場	建物及びリース資産等	3,967
愛知県岡崎市	営業所	土地及び建物等	10,887
岐阜県多治見市	営業所	土地及び建物等	83,154
愛知県安城市	営業所	建物等	8,793
愛知県知立市	営業所	建物等	243
愛知県西尾市	営業所	土地及び建物等	17,283
岐阜県瑞浪市	営業所	土地及び建物等	7,309
合 計			204,657

当社は食品事業における管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として支社を基礎としてグルーピングしております。

また、本社及び工場につきましては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

使用方法を変更した営業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額より測定しており、主要な建物及び土地においては不動産鑑定士による鑑定評価額により評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

2,253,098株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用によるものであります。

なお、評価性引当額は584,217千円であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 47円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円52銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社ショクブン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 今 泉 誠 ⑨

公認会計士 伊 藤 貴 俊 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ショクブンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショクブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社ショクブン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 泉 誠 ⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 貴 俊 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショクブンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月13日

株式会社ショクブン 監査等委員会

監査等委員 林 一 伸 ㊞

監査等委員 奥 村 哲 司 ㊞

監査等委員 大 西 孝 之 ㊞

(注) 監査等委員 奥村 哲司、大西 孝之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
現在の取締役4名は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので改めて取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	すず き あき と 鈴 木 章 人 (1970年10月1日生)	1999年9月 株式会社神明（現株式会社神明ホールディングス）入社 2009年4月 同社営業本部九州営業部部長 2011年6月 同社営業本部西日本営業部部長 2013年6月 同社営業本部東日本営業部部長 2014年4月 同社グループ商品部部長 2016年4月 同社執行役員事業創造室長 2017年6月 当社取締役 2018年4月 株式会社神明ホールディングス執行役員（現任） 2018年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社食文化研究所 代表取締役社長 事業食サービス株式会社 代表取締役社長	一株
2	か どう やす ひろ 加 藤 康 洋 (1965年7月6日生)	1988年4月 当社入社 2015年4月 当社仕入製造部長 2016年6月 当社取締役 2017年9月 当社常務執行役員 2018年3月 当社製造購買本部長 2018年6月 当社取締役（現任） 2019年3月 当社事業推進本部長兼製造部長（現任）	1,817株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	つか もと いち ろう 塚 本 一 郎 (1964年 9 月21日生)	1988年 3 月 当社入社 2007年 6 月 当社取締役 2011年 9 月 当社営業部長 2013年12月 当社常務取締役 2017年 9 月 当社取締役 2018年 6 月 当社執行役員 2019年 3 月 当社管理本部長 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員 (現任) アドバイザー本部本部長 (現任)	1,000株
4	よし だ と も はる 吉 田 朋 春 (1966年 7 月22日生)	2008年11月 株式会社丸和運輸機関入社 2010年 4 月 同社執行役員常温事業開発 本部本部長 2013年 4 月 同社執行役員総合企画本部 副本部長 2015年 6 月 同社執行役員経営戦略本部 本部長 2016年 6 月 株式会社関西丸和ロジステ ィクス取締役 2017年 7 月 株式会社神明(現株式会社 神明ホールディングス)入 社 管理本部管理部長 2018年10月 株式会社神明ホールディン グス上席執行役員管理本部 経営企画室長 2019年 6 月 当社取締役 (現任) 2019年11月 株式会社神明ホールディン グス上席執行役員経営戦略 本部本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神明フレッシュ取締役 神明MO T T株式会社取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会は各候補者を取締役に選任することが当社の企業価値の
向上に資すると判断しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	はやし かず のぶ 林 一 伸 (1962年8月8日生)	1990年3月 公認会計士登録 1999年8月 林会計事務所入所 2007年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員） (現任)	6,808株
2	おく むら てつ じ 奥 村 哲 司 (1956年8月9日生)	1988年4月 弁護士登録 (愛知県弁護士会) 1997年4月 セントラル法律事務所所長 (現任) 2014年9月 当社一時監査役 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員） (現任)	一株
3	おお にし たか ゆき 大 西 孝 之 (1939年8月12日生)	1966年7月 税理士登録 1966年11月 大西孝之税理士事務所所長 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社取締役（監査等委員） (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥村哲司及び大西孝之の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 林一伸氏は公認会計士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 奥村哲司氏は弁護士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 大西孝之氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
- 大西孝之氏は税理士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

6. 当社は現在、林一伸、奥村哲司及び大西孝之の3氏との間に責任限定契約を締結しております。3氏が原案通り選任された場合、当社は同契約を継続する予定であります。
7. 奥村哲司及び大西孝之の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって奥村哲司氏が4年、大西孝之氏が5年となります。また、奥村哲司及び大西孝之の両氏の監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも4年となります。

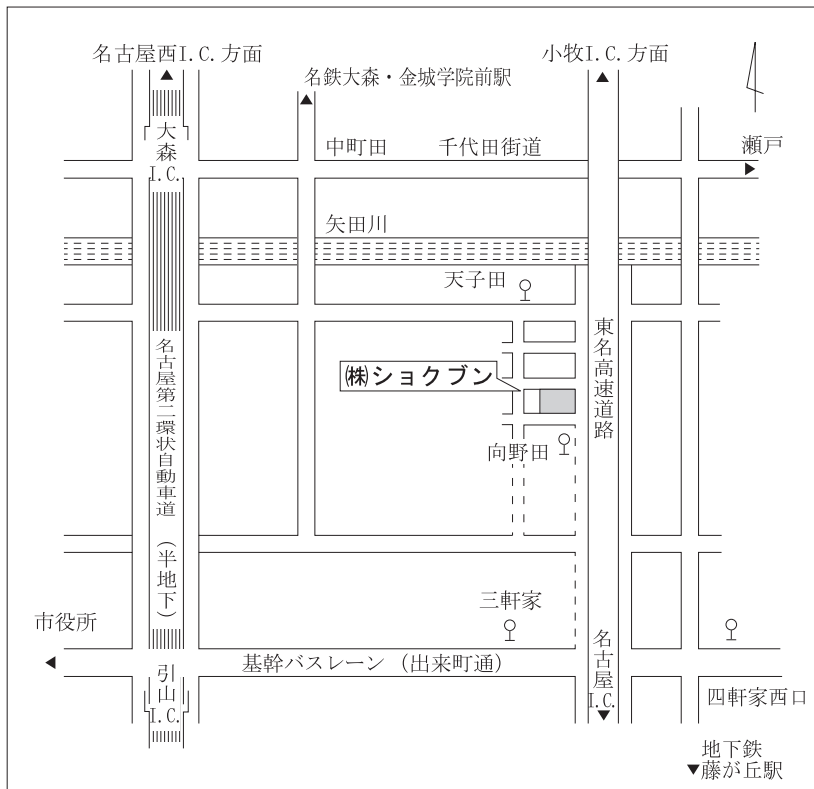
以 上

株主総会会場ご案内図

名古屋市守山区向台三丁目1807番地

当社 1階会議室

電話番号 (052) 773-1011 (代表)



交通機関

名古屋駅より 地下鉄東山線藤が丘行 藤が丘駅下車 乗換
市バス藤丘11系統印場駅行 (所要時間約15分)

向野田下車徒歩1分

藤が丘 (2番のりば) 8:58

9:30